

## 平成 25 年度 第 3 回 高知市子ども・子育て支援会議

開催日時：平成 26 年 2 月 18 日(火) 15:30～17:30

場 所：たかじょう庁舎 6 階 大会議室

欠席委員：神家委員，齊藤委員

(子育て支援課 森課長)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 3 回「高知市子ども・子育て支援会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。私は健康福祉部子育て支援課長の森でございます。議事に入りますまで司会進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

さて、本日は本年度第 3 回目の会議となっております。第 2 回目の会議では、高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査や教育・保育提供区域等についてご説明させていただき、協議を行っていただきました。

本日の会議では、「ニーズ調査結果の中間報告」や「教育・保育提供区域」等につきましてご報告をさせていただき、ご議論いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日は、神家委員，齊藤委員が業務の都合でご欠席とのご連絡をいただいております。なお、ご欠席の齊藤委員に代わりまして同団体・高知市保育所保護者会連合会の顧問であります田邊様にご出席いただいております。

また、中西委員につきましては、業務の都合上、遅れて参加されるとのご連絡をいただいております。

続きまして、会議で使用します資料のご確認をお願いいたします。

資料一覧をご覧ください。

本日お手元にお配りさせていただきました資料は

～資料一覧～

- 座席表
- 議事資料

### 議事（1）関連

- ・資料 1－1： 高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査概要
- ・資料 1－2： ニーズ調査結果の概要（速報）
- ・資料 1－3： 放課後児童クラブに関するアンケート結果

### 議事（2）関連

- ・資料 2： 高知市の子育て支援施策に係る計画関係

### 議事（3）関連

- ・資料 3： 教育・保育提供区域について

### 議事（4）関連

- ・資料 4： 児童福祉審議会について

以上でございます。なお、

- 会次第
- 委員名簿
- 議事資料

#### 議事（１）関連

- ・事前送付資料１：高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査票
- ・事前送付資料２：高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査集計結果

につきましては事前に送付いたしております。お手持ちの資料に不足等がございましたら、事務局までお知らせください。

また、議事に入ります前に会議の開催にあたりましてお願いがございます。

本会議は、情報公開対象となりますので議事録を作成いたします。ご発言の際は、お名前をおっしゃっていただき、その後にご発言をお願いいたします。

それでは、議事に移ります。ここからは、有田会長に進行をお願いしたいと思います。有田会長、よろしくをお願いいたします。

（有田会長）

それでは、会次第に従って議事を進めてまいります。

議事(1)「高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の中間報告について」、事務局から報告をお願いします。

（子育て支援課 光内）

私からは、高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の中間報告について、ご報告させていただきます。

資料１－１をご覧ください。ニーズ調査は、幼児期における学校教育・保育や子育て支援事業等の利用状況及び将来の利用希望、その他子育てに関する実態やご意見等を把握することを目的とし、小学校就学前のお子さんのおられる家庭、5,100世帯を各年齢同数になるよう無作為抽出し、アンケートを実施したものです。

調査票につきましては、前回、9月の本会議にてご指摘いただきました内容の修正等を行い、会長及び副会長のご承諾をいただき、作成いたしました。調査期間は11月16日から11月30日としました。

また、調査に先がけまして幼稚園、保育所、地域子育て支援センターを利用されている保護者の方へ制度の周知チラシを配布させていただくとともに、調査期間の間に一度、対象者全員に、調査のご協力に対するお礼兼、未提出者に対する提出のお願いのはがきを送付し、回収率の向上に努めました。

調査票につきましては、当初の締め切りを超えても返送が続いたため、1月20日到着分をもって回収を締め切り、今回の集計結果へ反映しております。

回収数は5,100件のうち2,881件。回収率は56.5%、平成21年度に実施した前回調査の回収率49.2%を上回る結果となりました。

ニーズ調査の回収率の高さの要因は、第1番目としては子育て世帯の関心の高さを示しているためと推測されますが、その他には、幼稚園・保育所・地域子育て支援センター等

を通して、就学前児童の保護者に周知する際に、関係機関のご協力をいただいたこと。前回の高知市子ども・子育て支援会議の中で調査票の内容や調査の実施についてさまざまなご意見をいただいたこと等が挙げられると考えております。委員のみなさま、関係機関のみなさまにはこの場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後のスケジュールとしましては、平成26年4月中旬頃に量の見込みを国へ報告しなくてはならないことから、次回、3月末頃に第4回高知市子ども・子育て支援会議を開催し、事務局から量の見込みについて提示をさせていただき、ご審議いただくように考えております。

現在は、1月末頃に国から出された「量の見込みの算出等の手引き」を参考とし、集計結果を分析している途中ですので、今回は、中間報告として事前にお送りした単純集計結果の内、何点かを資料1-2「ニーズ調査結果の概要（速報）について」にてご説明させていただきます。

なお、事前送付資料2及び資料1-2の「%表示」については、集計処理の関係上、小数点第2位以下を四捨五入した値を表示しているため、合計が100%にならない場合がありますのでご了承をお願いします。

では、資料1-2の1ページ目をご覧ください。

「1. 調査方法と回収状況」は先程ご説明したとおりですので、「2. 主な集計結果」をご説明させていただきます。まず、「◆回答者の居住地域の一覧」ですが、下記のとおりで、おおむね実際の児童数の割合と一致しております。また、「◆子どもの年齢」も特定の年齢に偏ることの無い構成となっております。

2ページ目をおめくりいただきまして、「◆子どもを預かってもらえる人の有無」では、祖父母等の親族に預かってもらえる方が多く、前回調査とも変動はみられませんが、預かってもらえる方がいずれもない家庭の割合につきましては、前回調査時に比べると下がっておりますが、11.5%あり、支援策の検討が必要であると考えられます。次に「◆母親の就労状況」についてですが、フルタイム、パート・アルバイト等で働いている（休んでいる方も含む）と答えた方の割合がグラフの左から4つを足し合わせると70.2%となり、前回調査の61.3%より約9ポイント増えています。子どもの年齢別でみると、0～2歳の母親で65.6%、3歳以上では75.0%が働いていることがわかります。次の「◆働いていない母親の就労意向」としましては、現在働いていない母親に対して今後の就労意向を尋ねたところ、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したいという方が39.2%を占め、前回調査の30.3%より約9ポイントも上回っております。

これらの結果から、働く母親の増加に加えて、現在働いていない母親の就労意向も高まってきたことが推測され、また、次のページの「一番小さいこどもが何歳になったら就労したいか」の回答を見ると、前回調査・今回調査ともまず3歳になったら就労したい、次に6歳以上、おおよそ小学校へ上がるころに就労したいという回答が多くなっている傾向にあることがわかります。

続きまして、3ページ目をご覧ください。「◆母親・父親の育児休業の取得状況」ですが、母親は42.1%であるのに対し、父親は2.3%にとどまっています。

「◆育児休業を取得していない理由」として、母親については「子育てや家事に専念するために退職した」との回答が多くを占めている一方、「職場に育児休業の制度がなかった」、

「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」という回答も多く、父親についても「仕事が忙しかった」、「経済的に苦しくなる」などの回答がみられるなど、育児しやすい社会環境の整備には、まだまだ課題があると考えられます。

続きまして4ページですが、「◆平日に定期的に利用している教育・保育事業と今後の利用希望」は表のとおりとなっております。なお、複数回答のため、合計が100%を超えることにご留意願います。今後、こちらの回答結果と親の就労状況等の組み合わせから、教育・保育事業等における量の見込みを算出することになります。

表のうち認可保育所につきましては、0～2歳の利用状況が43.8%であるのに対し、今後の利用希望は65.4%となっております。こちらは、現在は育児休業を取得しているため保育を利用していない方や、出産に伴い一度退職された方が職場復帰や再就労を希望しているためと考えられます。

また、幼稚園につきましては、0歳から2歳の子どもの保護者の今後の利用希望が36.6%、3歳以上につきましては利用状況が29.6%であるのに対し、利用希望につきましては35.4%と、利用状況を上回る結果となっております。

一番下の「◆教育・保育事業を利用していない理由」ですが、「利用したいが経済的な理由で事業を利用できない」が0歳～2歳で11.0%、3歳以上で15.8%、また、3歳以上の「利用したいが、教育・保育の事業に空きがない」の割合は21.1%となっております、今後の検討課題であると考えられます。

続きまして5ページをご覧ください。「◆平日に定期的に教育・保育事業を利用したい理由」を上位5項目の順に挙げたところ、前回調査の際と同じく、保護者は「自宅・実家に近く」、「施設の評判が良い」ところを利用したいといった傾向が見て取れます。

二つ目、「◆土曜日や日曜・祝日の利用希望」については、「ほぼ毎週利用したい」、「月に1～2回利用したい」という回答を合わせると、土曜日は55.0%、日曜日・祝日は22.3%となっており、土曜日における需要が高いことがうかがえます。

「◆小学校に入学してから放課後の時間に過ごさせたい場所」につきましては、グラフのとおりとなっております。放課後児童クラブの利用を希望する人は約半数前後を占めております。

続きまして6ページをご覧ください。

「◆子育てに関する相談先」としまして、親や家族、友人・知人が多くを占めていますが、その次に保育士・幼稚園教諭がそれぞれ31.6%、13.0%となっており、次の質問の「◆高知市からの子育てに関する情報の入手方法」における割合の高さと合わせて、保育士・幼稚園教諭が幼児期における教育や保育のスペシャリストとして、子育てを行う保護者に頼りにされている様子がうかがえます。一方、同じ「情報の入手方法」としての“こうちし子育てガイド「ばむ」”，高知市ホームページにつきましては今回調査でそれぞれ14.6%、10.2%となっており、「ばむ」につきましては今年度4月に全面改訂を行い、写真やイラストを入れ、手にとりやすい工夫を行っておりますが、今後、ホームページ等につきましても工夫が必要であると考えます。「◆地域子育て支援センターの利用状況と今後の利用希望」ですが、利用したことのある方は11.1%であるのに対し、今後については倍の22.3%の人が利用を希望しております。子育てサロン等についても同じ傾向にあり、地域における集いの場、子育て支援の場が一定、求められているものと思われれます。

最後に7ページですが、「◆子育て支援に関する事業の周知度等」については以下のとおりとなっています。項目のうち前回調査と比較してみると、周知度や利用経験者の割合が前回より高くなっております。「◆地域における子育ての環境や支援」について10項目にわたり満足度を尋ねましたが、全般的には「ふつう」の回答が多いですが、「⑧公共施設や道路が子育てに配慮されている」や「⑤気軽に利用できる遊び場が整っている」の項目については「不満」と答える方が一番多くなっており、目に見える施設等、ハード面に対してきびしい見方をされているという印象を受けました。

以上、集計結果のうち何点かをご説明させていただきましたが、この調査結果は教育・保育事業の量の見込みを算出する上での基礎資料とするのみではなく、高知市における現状を映し出している大切な資料として今後の子どもや子育て支援に関する施策を計画・実施していく上で、活用してまいりたいと考えております。

以上で私からのご報告を終わります。続きまして、小学生に対して行った放課後児童クラブに関するアンケート結果につきまして、青少年課からご報告させていただきます。

(青少年課 成岡係長)

それでは続きまして放課後児童クラブに関する現在の利用状況と今後の利用希望に関するアンケート結果についてご報告させていただきます。

資料1-3をご覧ください。

本アンケート調査は、子ども・子育て支援に関するニーズ調査と同じ時期に、放課後児童クラブに在籍する小学校3年生の保護者の方に対して現在の利用状況と今後の利用希望につきまして調査を行ったものです。

調査票につきましては、前回の会議にて案でお示しさせていただきました内容で作成いたしました。調査対象数747件に対して591件の回答があり、回答率は79.12%となっています。

アンケート調査の集計結果はお手元の資料のとおりとなっております。

(1)放課後児童クラブの現在の利用状況では、平日と夏休みなどの長期休業中の利用につきましては、多くの方が毎日利用されており、参観日など学校行事により、平日が代休日になったときも利用が多いという結果になっています。

また現在、4・7・8月を除く第三土曜日におきましては、8時30分から17時まで児童クラブを開設しておりますが、19.29%の利用という結果になっています。

(2)放課後児童クラブの来年度以降の利用希望につきましては、4年生から6年生まで利用希望者率は異なるものの、平日、長期休業中、学校代休日は、6割から7割強の利用希望者率となっています。特に、長期休業中の利用希望者率は79.86%となっています。一方、第三土曜日の利用希望につきましては、23.01%の利用希望者率となっています。

最後に現在開設していない毎週土曜日、日曜日・祝日の利用希望者率につきましては、日曜、祝日の利用希望者率は13.54%と低いものの、毎週土曜日は23.86%と、第三土曜日の利用希望者率と近い数値になっています。

以上の調査結果につきましては、放課後児童クラブの事業量の見込み等の基礎資料として活用してまいりたいと考えております。

以上で私からのご報告を終わります。

(有田会長)

この報告について、ご質問やご意見がございましたら、お願いします。

(吉川委員)

吉川です。5ページ目の一番上のグラフで、教育・保育事業を利用したい理由とありますが、施設の評価をしているのは聞いていますが、親御さんの評価だけではなく実際にどういう面がいいのか、全体のレベルを上げようとかいうそういう計画はないでしょうか？

(有田会長)

施設の評価についてですね。

(保育課 山崎補佐)

施設の評価につきましては、第三者評価とか自己評価こういったものが社会福祉法第78条で「自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと、その他必要な措置を講じること」がございまして、ただ制度化されていますが努力義務とされております。自己評価や第三者評価、その公表が保育指針に出ておりますが、この中でも努力義務ということでございまして、この公表を進めて利用者がそれを参考に利用をする場所を決めることも、今後必要となっていくのではないかと考えております。

(有田会長)

幼稚園の方はどうなっていますか？

(学校教育課 今西班長)

公立のがかみ幼稚園は学校評価ということでしております。

(有田会長)

公表されていますか？

(学校教育課 今西班長)

ホームページという形はとっておりませんが、ご協力を頂いた園に通っていただいている皆様に関しましては“園だより”などでお返ししているところです。

(吉川委員)

4ページの下側のグラフの3番ですが、教育・保育事業を利用していない理由で、“利用したいが経済的な理由で事業を利用できない”とありますが、高知市は二人目で保育料が安くすると新聞に出ていましたが少しは解消されることはありますでしょうか？

(保育課 山崎補佐)

保育料の軽減について取り組みはしております。先日、新聞にも載りましたが、同時入所の第二子の保育料軽減につきましても平成26年度からの実施に向けて作業を進めているところです。

(吉川委員)

4ページの1番上の表ですが、0歳～2歳にかけての認可保育所など利用状況や利用希望につきましても認可でない所に行っているということですか？この結果をどの様に考えたらいいのかももう少し説明していただきたいのですけれども。

(子育て支援課 光内)

4ページの“平日に定期的に利用している教育・保育事業と今後の利用希望”幼稚園の部分については、今現在回答を頂いている0歳～2歳のお子さんについての今後の利用希望についてですので、3歳以上で今後利用されたい方が36.6%ということになります。認可保育所の方は今現在、0歳～2歳の利用状況につきましても認可保育所で43.8%利用され

ている状況ですけれども、今後の利用希望につきましては、例えば2・3ページの母親の就労意向とか、何歳になったら就労したいのかがありましたけれども、現在は育児休業等しているけれども今後は利用をするという希望があるという形で、今現在の利用状況と利用希望が少し乖離している。そういう状況が考えられます。

(吉川委員)

そうすると幼稚園は3歳から36.6%の方が入りたいと。そして、3歳以上が35.4%希望していると。だけど、実際入っているのは、29.6%いるということになります。その分は足りないと思うのでしょうか？

(子育て支援課 中城補佐)

これで見るとかぎり実際に幼稚園に行きたいという希望がある方に対して、利用としまして実際は29.6%に留まっていると考えますけれども。

(宮地委員)

宮地です。4ページのカッコ付の表ですけれども4.0%が利用状況になっているというのは、満3歳から幼稚園に来るということでその3歳以上の区分けの為にあるのではないのかな。幼稚園が2歳児の後半、誕生日の前日から入園出来るのでこの分け方はどの様に処理しているのか。年度区分で処理しているのであれば当然0・2歳児の中に3歳児がいて幼稚園に来れる子がいるので、このカウントじゃないかと思うのでここはカッコ付でなくていいのではないかなと思います。利用状況ということで定員数でいけば高知市では十分に施設に受け入れる状況でございます。各幼稚園とも定員を満たしている状況ではないので。ただ現在利用状況がこの位になっているということだと思います。先ほど出てきていましたけれども、私立幼稚園で第三者評価はございません。義務ではありません。だから隣のページの施設の評判がいいというあたり、保育所の方も質の評価は努力義務になっているということで、質に関して評価されている思いは無いです。その分で私立幼稚園では保育を通して評価をしていくという形でアドバイザー制度を設けてやっていこうと計画している状況があって、恐らくこれは評価を聞いての評判ということにならないというふうに私の方では捉えております。特に文科省で進めているようなものでは、イギリスをベースにした、例えば小学校等の校長を終わった方が1週間ほど幼稚園に入ってそれで評定をしていくという形を多少その様な方向で動いていくと思いますけれども、これはこれで問題が出てこようかと思っております。多分そうじゃないかなということも含めてお聞きもしたいけれども、おそらく0～2歳でカッコ付になっている部分はそういうことではないかと思いますが、なお分析をしていただけたらと思います。

(有田会長)

幼稚園の方についてのカッコ付は満3歳児としてのカウントで捉えていいのではないかとということ、利用状況について、3歳児以上のところにつきましては高知市内の幼稚園の中にはまだないという状況。先ほど言われたところの施設の評判が良いという所では色々な学校評議委員会等々についてのアンケート調査等をしたり、保護者も園見学もしたりして実際に体験している部分もあって、ここの施設の評判が良いというところは色々な形があることだと思いますけれども一定の基準のもとでしているものではないということだと思います。

その他にはないでしょうか？今、中西委員に来て頂きましたので中西委員さんからご意

見をお願いします。

(中西委員)

遅れてきてすみません。調査は大変立派に出来上がっておりますが、三点ほどご配慮いただきたいことがございます。問8「子育ての相談先」というところですけれども、「相談できる場所がない」という人が約35人いらっしゃるのですが、実質的には8～10倍ぐらいいらっしゃるのではないかと想定がつきます。そうなると約350人位の方が相談先がないということになります。この人達の子育てを困っても相談するところがない訳ですから結局子どもを殴って虐待というケースが結構考えられます。虐待をする可能性の高い親が12%いらっしゃるということになると思います。次に問22の⑨「地域ぐるみで子育てを行う雰囲気があるか」という設問ですが、ここで「不満」が766人、26.6%いらっしゃるということになるのです。これも後でまとめてお話ししたいと思います。次に問23-1「地域子育て支援センターを利用しない理由」につきまして他の保護者との交流が苦手という回答が330人、12%になります。これが子育ての相談先がない人と保護者との交流が苦手という人が全体の12%ほどいらっしゃると思うのですが、この人達が地域で孤立しておりまして、困っても相談する相手がいないので子どもを殴っていくという虐待の一番のメカニズムになっていく基本ではないかと思えます。結論からいきますと保育所と幼稚園、支援センター等の施設面でのハード面の充実これは当然必要なことだと思いますけれども、それと同時にソフト面、孤立家庭等コミュニケーションを苦手な親に対する、それから地域ぐるみで子育てコミュニケーションを楽しむという雰囲気これをどうやって施策の中で取り組んでいくのかということが私は大変気になりましたので、この面を是非調査をもとにして高知市の施策としてやってほしいと思います。以上です。

(有田会長)

ありがとうございました。

続きまして、議事(2)「高知市子ども・子育て支援事業計画について」、事務局から説明をお願いします。

(子育て支援課 光内)

私からは、今後、この会議にて策定を進めてまいります、高知市子ども・子育て支援事業計画について、ご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

現在、高知市は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画「高知市子ども未来プラン」を策定し、前期行動計画として平成17年度から平成21年度まで、また、平成22年度から平成26年度までを後期行動計画として推進しております。

基本方針・基本理念としては「子どもの利益を最大限に尊重し、社会全体で子どもと子育て家庭を支えるまちづくり」、「子どもがすくすくと心身ともに健やかに育ち、保護者もいきいきと子育てができるまちづくり」、「子どもの育ちとともに、親も地域社会も共に育っていくことができるまちづくり」を目指し、地域における子育ての支援、乳幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備やワークライフバランスの推進その他の各種取り組みを続けてまいりました。

そのような中、平成24年8月に国において「子ども・子育て支援法」が成立したことにより、各市町村においては、今後は「子ども・子育て支援法」を根拠とする新たな計画「市

町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を行なうことが必要となりました。

次ページにて、関係法等の一部を抜粋しておりますので、後ほどご確認ください。

「子ども・子育て支援事業計画」は、教育・保育事業や地域子育て支援事業における量の見込みと確保体制の調整を主にした計画となり、平成26年度中の策定が義務づけられているものでございます。

これに対し、次世代育成支援法に基づく市町村行動計画については、子ども・子育て支援法の施行に伴い「策定をすることができる」といった努力義務に変わることになります。

しかしながら、「子ども未来プラン」として取り組みを続けてきた子どもや子育て支援に関するその他様々な施策についても、全ての課題が解決されたとする段階まで至っておらず、今後も取り組みを進めていく必要があること、また、次世代育成支援、子ども・子育て支援新制度ともに「保護者が子育てについての第一義的な責任を有する」という基本的認識の下に、「子どもにとっての“最善の利益”が実現される社会を目指す」といった基本的な理念については同じ方向性であることから、高知市版の「子ども・子育て支援事業計画」としましては、現行計画である「高知市子ども未来プラン」について分析・評価を行った上で新計画に盛り込み、市の子育て支援に関する総合的な計画として位置づけ、策定を行っていくように考えております。

続きまして、資料3ページをご覧ください。子ども・子育て支援事業計画の概要を挙げております。子ども・子育て支援法第61条を根拠法とし、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画として策定するこの計画は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において、法の施行日の半年程度前、平成26年9月末ごろまでに、おおむねの案をとりまとめることとされています。

計画を策定する際に必要とされている手順等につきましては、「5 策定の際に必要な事柄及び留意事項」として挙げておりますのでご確認ください。

(1)「子ども未来プランの分析・評価を行う」こと。(2)「本市の現状を分析して策定する」こと。(3)「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況と利用希望を把握する」こと。(4)「地域の実情に応じた、計画期間内における目標数値を設定する」こと。(5)「住民の意見を反映する」こと。次のページですが、(6)「他の計画との調和がとられたものとする」こと。(7)「県との協議を行う」こと、「県へ計画の提出を行う」こと。等が挙げられています。

続きまして、6 子ども・子育て支援事業計画に「必ず記載しなくてはならない事項」は次に掲げる事項でございます。(1)「区域の設定」、(2)と(3)で「教育・保育における量の見込み、提供体制の確保について」、(4)「教育・保育の一体的提供及びその推進体制」についてです。

最後に、「7 この計画において任意に定めることができる事項」が、「計画の理念」、「産休、育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保について」、「社会的擁護に関する県の施策との連携」、「ワークライフバランス」、「計画の作成時期・計画期間」、「点検及び評価について」でございます。

以上でご説明しました、子ども・子育て支援法における必須・任意記載事項、及び、現行計画である「高知市子ども未来プラン」における内容等を考慮し、「高知市子ども・子育て支援事業計画」の骨子（案）を次のページに記載しておりますので、ご覧ください。あ

くまで骨子（案）として、目次的にまとめて提示しておりますが、構成及び具体的な内容等につきましては、今後の「子ども・子育て支援会議」にて検討を行ってまいりたいと考えております。

では、次のページをご覧ください。計画策定、新制度の本格実施までの今後のスケジュール予定、会議の開催について記載しております。お示ししたとおり、会議が頻繁に開催されることとなりますので、ご負担をおかけいたしますが、何卒ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、会議の開催回数や開催時期、協議内容等につきましては、今後の国の動向をみながら、また、会議の状況により変更になる可能性がございますことを申し添えさせていただきます。

最後になりましたが、スケジュールの「その他」の欄にも記載させていただいております「こども未来部」についてですが、簡単にご報告させていただきます。

資料の最後のページをご覧ください。来年度の高知市の体制ですが、新制度における事務を一元的に実施し、また、子育て支援施策の拡充を図るために、現在、福祉・保健・教育で行っている子どもに関する業務を集約、再編し、新たに「こども未来部」を創設することとなっております。詳細については時間の都合上省略させていただきますが、今後はこの新たな部において、「子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めていくこととしております。

以上で、ご説明及びご報告を終わります。

(有田委員)

ただ今の「高知市子ども・子育て支援事業計画について」ご意見ご質問ございませんでしょうか？

(宮地委員)

二点ございます。一点はお願いでございます。会議が頻繁に行われているといわれておりますが出来ましたら資料等を少し早めにお返しただいたなら有り難いと思っておりますので、お忙しいとは思いますがよろしくお願いいたします。それについて言えば散々ここでニーズ調査のアンケート用紙の内容を我々点検したのに、用紙はこの近々に送られてきた。それまで委員の手元には来なかったと思っております。散々ここで言って最終決まっていなかったにも関わらずどんなものが送られるのか、11月16日配布前に頂けてもいいのではないのかと思っております。それを一点目といたします。先ほど出てきましたけれども、こども未来部に関連して1つお伺いしたいのが近所で評判のいい所に通わしたいという声がございます。その中で評判がいいというのはやはり質ということになりはしないかという気がいたしますが、その質を担保されるのはどの課・どの部門でどの方向になるのか簡単でいいのでわかる範囲でお示しいただきたいと思います。

(有田委員)

資料の配布が早くしてほしいということと、こども未来部で質に関する部分を担保してくれる課はどこになるのかということをご質問いただきました。

(健康福祉部 舛田部長)

質と申しますのは、保育所であったり幼稚園とかそういうことなのでしょうか？

(宮地委員)

保育所、幼稚園等などの質、特に保・幼・小連携という部門が出てこようかと思えます。小学校入学前の施設における質がありそこから繋がっていく教育の質の担保をしてくれる部署はどちらになるかお伺いしたいと思います。

(福祉事務所 松村所長)

ご質問いただいた幼稚園のほうで申し上げますと、新しい部では幼稚園の権限というのをごさいません。事務委任を執行する形になります。幼稚園とは学校教育ということで、教育委員会が権限としては残ります。ただ事務的な所では新しい所へ保育の質は保育幼稚園課ということになります。

(健康福祉部 舛田部長)

それから、連携とか、各課の関係が必要なことは当然ありますので、この分に関しましては、新しい計画の中でより高めていくという計画作りをした上でそういう関連各課が必要に応じてこのことについてはどうやっていくかと協議しながら進めていくという形になります。

(宮地委員)

施設型給付が、今度の新システムになってくる時に、お金の事務的な運営管理についてよくわかりますが、そうすると、現状と変わらずに、保は保、幼は幼と分かれての施設型給付の中に入っても連携という形で高知市は進めていくという理解でよろしいでしょうか？

(健康福祉部 舛田部長)

保育幼稚園課の方で基本的には保育とか幼稚園、認定こども園の関係はほとんど整理されると思いますし、例えば障害児・発達障害とかにつきましても、それぞれの部署が連携してよりよい子どもの環境を作っていくとか支援の方法を探りながらやっていくというやり方になると思います。

(有田委員)

今までそれぞれ保育所は保育所保育指針に基づいた国の最低基準があると思いますし、幼稚園は幼稚園教育要領に基づいた保育の実践をされていると思います。ところが、認定こども園が出来る時に、それぞれの保育園、幼稚園、認定こども園から行った子ども達全てが同じ小学校に行く訳ですので、どの施設に行った子ども達も同じ様に質の高い保育・教育を受けた環境を作っていくということが必要になってくると思われしますので、どこが1番責任を持ってやっていくのかという所が明らかになっていないと内容の質・確保が出来ないと思いますので、そのあたりの責任の部署は要望としましては是非はっきりさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。その他にごさいませんでしょうか？

(伊野部委員)

今後のスケジュール(案)ですが、1番下の国の動向の公定価格の骨格提示ですがこの書き方だと4月の終わりとみたらよいのでしょうか？これが決まってからの1番上の“公定価格骨格提示による施設の意向調査”その次の7月からの“意向調査結果を踏まえた教育・保育施設等の確保方策検討について”この一連は骨格が提示されてどれ位の間に施設の意向調査が行われていくご予定なののでしょうか？

(保育課山崎補佐)

公定価格の骨格の提示これは最近国が仮単価の提示も加えております。それと国の予定

では、4月～6月と幅を持っている形になっております。先ほど光内から説明しました様に国の動きによりまして、この会議の時期も変わっていく可能性も予想されます。公定価格の骨格が提示されましたら施設の意向調査は出来れば直ちに行う形で進めて行きたいと思っております。というのは9月には概ねの案を取りまとめて県に提出ということになりますのでその間の期間が非常に短い可能性があります。会議の方でかなりご苦勞をおかけするケースがある可能性がございますがよろしく申し上げます。

(井上委員)

会議の開催についてなんですけれども、これまで6時30分の開始だったと思いますけれども、これからこの時間帯に開催していく予定なのでしょうか？

(子育て支援課中城補佐)

会議の時間帯につきましては、委員の皆様のご希望をとらせていただきまして、基本的には、お昼か晩かの開催について検討させていただきますのでよろしく申し上げます。

(有田会長)

続きまして、議事(3)「教育・保育提供区域について」、事務局から説明をお願いします。

(保育課 山崎補佐)

資料3をご覧ください。

まず、「1 教育・保育提供区域について」であります。子ども・子育て支援法第61条第2項第1号に規定する定義を掲載しております。

教育・保育提供区域は、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域であり、市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項となっております。

次に、「2 区域設定の効果」ですが、まず、「(1) 子ども・子育て支援事業計画」については、事業計画では、保育所、幼稚園などの教育・保育と、妊婦健診や延長保育などの地域子ども・子育て支援事業について、5年間の量の見込み(需要)と提供体制の確保の内容、つまり需給計画を定めることとされていますが、この需給計画は、区域ごとに定めることとなります。

なお、このうち「量の見込み」については区域ごとに設定し、4月中旬に県を通じて国への報告が必要となりますので、次回3月末に予定する会議で、区域ごとの量の見込み案を提示するためには、本日の会議で区域設定を決定しておく必要があります。

次に、「(2) 提供体制の確保」については、先ほどの需給計画では、区域ごとにニーズ調査から算定する量の見込み、つまり需要に対して、5年間の計画期間内に供給体制を確保する計画とするよう求められています。

このうち2号認定、3号認定、いわゆる保育を必要とするお子さんについては、平成29年度までに待機児童ゼロを目標とする安倍政権の待機児童解消加速化プランにより、平成29年度までに供給体制の整備完了が求められます。

供給確保のためには、保育所の増改築等による定員の増加、認定こども園や保育所、地域型保育事業等の新規認可が必要になると考えられ、設定した各区域の需要量、それに対する区域内の既存施設の利用定員による供給量、これを差し引いた供給の不足の量がどの程度になるのか、このようなことを勘案しまして、供給計画を策定することとなります。

次に「(3) 新制度における認可」では、新制度では基準を満たしていれば区域において

供給過剰でなければ認可しなければならないとされており、区域における需給計画は、新制度の認可の要件の一つとなり、区域設定は今後の施設運営に影響することが考えられます。

次に、「3 区域設定の方法」ですが、例えば施設や事業によっては、自宅の近くを利用するケース、勤務先の近くを利用するケース、多少遠くても出かけて行き利用するケースなど、利用実態に一定の傾向がみられると考えられます。

こうしたことから、区域設定に当たっては、各施設の立地条件や区域の交通事情などを勘案する必要があります。

また、2段落目ですが、国の基本指針では、区域は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通とすることが基本とされていますが、広域利用の実態が異なる場合には、区分や事業ごとに異なる区域が設定できるとされています。

後ほど説明する本市の区域案も、この考え方に基つきまして、異なる区域設定としております。

次に、「4 区域設定の検討経過」ですが、昨年9月26日の第2回会議において、区域について行政区、小中学校区などの案についてご審議いただき、行政区の組み合わせを基本に検討することとされています。

次ページをお願いします。「5 教育・保育に係る区域設定案」ですが、2案の提示をさせていただきます。

まず、案1について説明いたします。

案1は、東西軸による4区域の案としています。

資料を2枚めくっていただき、A3の後ろに地図がございます。赤色の線で区域を示している4区域の案の地図をご覧ください。

高知市の市街地は、東西に電車や国道が通っており、その中心に事務所や商業施設が集積する市街地があります。このため、北の中山間地域（鏡、土佐山）を一つの区域、南の沿岸部（三里、長浜、春野）を一つの区域としまして、その間に挟まれる市街化区域を中心とするエリアを中心部で東西に分ける区域設定となります。

例えば、保育の利用では、入所申込において希望する施設は自宅付近か勤務先付近が多く、例えば朝倉の方なら、地元の朝倉、又は中心部の施設を希望する場合がありますが、東の大津や介良の施設を希望するケースは少ないと思われま

このため、案1は、高知市の地理や交通事情を反映し、利用実態に即した区域設定であると思われま

次に案2について説明いたします。

案2は、高知市市民意識調査の地域設定をベースとした7区域の案となります。

高知市市民意識調査の報告書1ページをご覧ください。調査の概要が出ております。

次に、5ページをご覧ください。居住地域の区分が掲載されています。

この区分のうち鏡と土佐山を一緒にしたものが案2となりまして、資料の案1の地図の後ろに案2の緑色の線で区域を示している地図のとおりとなります。

次に40ページをご覧ください。グラフの左側上から3番目に居住地域別の結果が示されており、以下のページにおいても同様となります。

このように、市民意識調査において居住地域別の傾向把握が可能であることが、案2の

7区域案の特徴となります。

ただし、案2の7区域の案は、施設や事業の利用に関して重要となる交通事情などが勘案されておらず、南部と北部の分け方は案1と同様ですが、その間には含まれる市街化区域を中心とする区域、案1で2つの区域に分けているエリアが4つの区域に細分化され、周辺部に居住する方が中心部の施設を利用するケースを考えると、利用実態以上に細分化されていると考えられます。

資料に戻りまして、4ページのA3横の資料をご覧ください。

行政区である大街、そして案1、案2の区域の左から総人口、0歳から5歳までの年齢別人口を掲載し、その右に0歳、1・2歳、3～5歳の支給認定区分の基礎となる人口を記載しています。

その右に現在の利用状況として、区域内の施設の認定区分別の利用者数、つまり現に施設に入所しているお子さんの人数を認定区分別に入れていきます。

1号認定は、幼稚園利用者のうち預かり保育利用者約450人を除く1,900人とし、2号、3号認定は保育所、認定こども園、認可外保育施設の利用者を記載しています。

その右の需給状況は、本来は量の見込みを算定し、施設への意向調査に基づく供給量と比較すべきところですが、現時点では両方ともデータがないため、各区域の各認定区分に相当する人口を需要とし、各区域の施設の入所者数を供給として比較したものを掲載しています。

各区域の各認定区分に相当する人口は全体の割合から算定し、区域内の認定区分、年齢区分別の利用可能施設は入所者数としており、区域内の各区分の利用施設の充足状況を示す参考データとしています。

したがって、区域の過不足分は他の区域の施設を利用していることとなり、合計は過不足なしとなります。

下に「参考」として、保育所と幼稚園の定員に対する入所者数を掲載しています。

両者とも定員には達しておらず、供給体制を組むときにはこうした施設の状況も意向調査に基づき反映していくこととなります。

「5 教育・保育に係る区域設定案」については以上となります。次に3ページをご覧ください。

「6 地域子ども・子育て支援事業に係る区域設定案」について説明いたします。

地域子ども・子育て支援事業は子ども・子育て支援法第59条に規定される13事業となります。

まず、「(1) 教育・保育に係る区域設定に準じるもの」ですが、延長保育事業について、教育・保育施設の利用時間の延長であり、利用実態が共通となるため、教育・保育に係る区域案と同一とする案にしています。

次に「(2) 小学校区による区域とするもの」については、放課後児童クラブについて、本市は教育委員会が各小学校に設置する施設がメインとなりますので、利用の実態が小学校区であるため、小学校区ごとの区域とするものです。

次に「(3) 全市域を一区域とする事業」については、広域的な利用が想定されることから、市域で一つの区域とするものです。

なお、事業実施に当たっては、利用者ニーズを反映する必要がありますので、利便性に

配慮して進めることとなります。

以上、教育・保育提供区域につきまして、教育・保育に係る区域設定案の2案、地域子ども・子育て支援事業に係る区域設定案1案について説明させていただきました。ご審議くださいますようお願いいたします。

(有田会長)

この報告について、ご質問やご意見がございましたら、お願いします。

(宮地委員)

教えて頂きたいのですが、この区割りによって各保護者が幼稚園や保育園や認定こども園に行く際に制限されることはございませんでしょうか？

(保育課 山崎補佐)

お答えいたします。この区域設定案はあくまで需給計画を定める為のものでございますので、実際のご利用をこれで制限するものではございません。

(宮地委員)

小学校区のエリアにあたるものではないということを知った上でやっていく、需要と供給のための区域割りとなっているということなので実態は違ってくる、特に私立幼稚園関係でいえば、私立幼稚園は高知市以外から来るのは可能で、広域利用ができるという形になっています。あまり細かく分けてしまって、そこで量をみるのはいかがなものかと思えます。実際の利用とリンクするものであるならば、これはもっと考えていけなければいけないところだと思うけれども、細かくして需要と供給の関係が悪くなって、新しい施設をつくらなければいけない事態が出てくるよりは、ある種大きな枠で捉えた方が良いのではないかと思います。

(有田委員)

高知市を離れるお子さんについても高知市以外から高知市に入ってくるお子さんについてもそれに縛られることはないという捉えの中で宮地委員さんの言われているのは第1案ということでしょうか？

(宮地委員)

そうですね。7区域よりは4区域の方がいいと思います。

(有田委員)

他にご意見ないでしょうか？地域子ども・子育て支援事業に関わる区域設定の事務局案について何かご意見ご質問ございませんでしょうか？

(岡林委員)

私もあまり細かく分けるよりは大きく分ける方がいいと思います。1つ教えていただきたいのですが、健康福祉について介護の4圏域があると思いますが、その考え方も今回若干違ってくると思いますがその辺りを教えていただきたいと思っています。

(保育課 山崎補佐)

介護の4圏域の案についても検討させて頂きました。ただ介護の4圏域は土佐山・鏡それぞれ東とか西に入ってくるようになりまして、そこが1つに区域にまとまっていない場合に、例えば下の区域から吸収されてその区域から施設がなくなることも考えられるということで土地の利用実態、市街化区域・都市計画区域、そんなことも考慮したほうが良いと考えて1案を提示させて頂いております。

(有田委員)

その他ご意見・ご質問ございませんでしょうか？事務局案が提示されている1案の方で良いのではないかとということですがよろしいでしょうか？

(委員)

異議なし

(有田会長)

続きまして、報告事項「児童福祉審議会について」、事務局から報告をお願いします。

(保育課 山崎補佐)

それでは、報告事項 児童福祉審議会について、保育課から報告いたします。資料4をご覧ください。

先の12月議会で設置条例が成立した高知市児童福祉審議会について、この高知市子ども・子育て支援会議と密接な関係がありますことから、ご説明を兼ねた報告をさせていただきます。

まず、「1 高知市社会福祉審議会児童福祉専門分科会について」ですが、本市では、児童福祉法で義務設置である児童福祉審議会について、社会福祉審議会に児童福祉専門分科会を設置することで対応してきました。

次の「2 高知市児童福祉審議会の設置について」ですが、児童福祉審議会について、新制度による児童福祉法改正により新たに保育所などの設置認可が審議事項となり、同じく認定こども園法改正により幼保連携型認定こども園の設置認可に係る審議会が義務設置となりました。

このため、改正児童福祉法、改正認定こども園法による審議会として、社会福祉審議会の児童福祉専門分科会を廃止し、新たに児童福祉新議会として設置することとしたものです。

次に「3 主な所掌事項」ですが、児童福祉法関係では、これまでの児童福祉審議会所掌事項に加え、保育所、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の設置認可などが加わります。

認定こども園法関係では、幼保連携型認定こども園の認可などが加わります。

次に「4 高知市子ども・子育て支援会議との関係について」ですが、次ページの図をご覧ください。

子ども・子育て支援会議では、新制度の柱となる事業計画の策定を行います。

児童福祉審議会では、事業計画の内容、特に認可の要件となる需給計画を確認のうえ、施設や事業の認可について審議します。

認可を受けた施設や事業は、新制度の給付の対象となるためには、確認、利用定員の設定が必要となります。

ここで、再び子ども・子育て支援会議が、確認、利用定員の設定について審議することとなります。

このように、特に新たに認可を取得する施設は、子ども・子育て支援会議と児童福祉審議会の両方で審議することとなり、両者は密接な関係にあると言えます。

次に「5 高知市児童福祉審議会の構成等」ですが、委員構成、任期は、子ども・子育て支援会議と同じで15人以内、2年以内となります。

会議は、認可基準に関する政省令が3月に出され、本市の条例議案を6月議会に提出する予定としているため、平成26年度の早い時期に予定しており、平成26年10月には認可事務が始まりますので、会議開催が必要になると考えております。

次の「6 高知市児童福祉審議会の委員について」は、まだ未定ではありますが、富山市、尼崎市、倉敷市など中核市10市が子育て会議と委員さんが100%重複としています。

まだ未定ということにはなりますが、こういった方向で検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、「報告事項 児童福祉審議会について」の報告を終わります。

(有田会長)

この報告について、ご質問やご意見がございましたら、お願いします。

ニーズ調査の中間報告や高知市・子ども子育て支援事業計画、区域につきまして色々ありましたが、3番目にありました区域につきましては、ご説明あった様に区域に縛られることがないことを確認しておいてよいのでしょうか？保護者が希望する施設に行けることを確認しておいてよいのでしょうか？

(保育課 山崎補佐)

今回に区域設定というところはあくまでも事業計画の中の需給を見ている時に使用する区域でありまして、保護者の施設の利用を制限する様な性質ものではありません。

(有田会長)

本日の全ての報告が終わりましたので、今後今日出されました意見に基づきまして高知市の子育て支援施策推進に向けてご準備いただけたらと思います。

(宮地委員)

区域割のところ一点かまいませんか？区域設定のところ2号3号の子どものことは随分出てきておりますが、いわゆる1号、例えば、仮単価が出てない段階ですけれどもその部分が2階建てになっております。いわゆる国基準と市町村で決める部分というふうな形、その中で1号の子どもの公定価格の性質がその様な形になってつい最近上の斜め部分がフラットになっているはずですので、その様な形もふまえながら1号の分と1・2・3号に該当しない子ども達いわゆる13の事業で光を当てる部分は市町村の努力義務的なものになっていくのだと思います。是非そのあたりを高知市に住む全ての子ども達に等しく光が当たるようにしてほしい。そうじゃなくてもこの制度が公平・公正じゃない様に感じております。そんな中で、高知市の子ども全てに公平に光が当たるように、特に今回データがあったので是非データを基に施策を推進して下さるというありがたい言葉をいただきましたので、1号2号3号、号数のつかない4号という人もいますけれども、そういうところ全てに光が当たるように検討していただきたいですし、市町村単価を決めていく時に、この会で金額を検討していくのが必要になってくると思います。そういうことをお願いして終わりたいと思います。

(健康福祉部 舛田部長)

先ほど、宮地委員さんにご質問頂いた件で、体制の件ですが、こども未来部の総務機能を担う子育て給付課という所でこの計画の進捗管理というのはしていくことになっていきます。今回いただいたご意見やどの様に進んでいるのかというご意見は子育て給付課で部の総務としての取りまとめを行い、その中から関係する課の業務で実施していくように今の

所考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(宮地委員)

なかなか難しいところだとは思いますがよろしくお願いいたします。

(有田会長)

これから具体的なことについていこうかと思いますが、中身について委員の中にはどれだけ理解出来ているのかそれぞれ一人ひとり違いますが、なるべくみんなが解かる形でご議論いただきまして、高知市の子ども達が健やかに元気に育っていかれる環境を作っていくことが必要だと思いますので、できるだけ具体的な方向で委員が理解出来る形のご提案をお願いいたします。次回の会議でも委員のみなさまよろしくお願いいたします。

(子育て支援課 森課長)

以上をもちまして、平成25年度 第3回高知市子ども・子育て支援会議を終わります。なお、次回の会議の開催予定につきましては、先程ご説明させていただきましたとおり3月末頃を予定しております。詳細につきましては後日、改めてご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、有田会長をはじめ、委員の皆様、本日はありがとうございました。お気を付けてお帰りください。